

# 上水道料金表 令和元年10月1日～

料金は次の水道料金表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(料金表)

| 用途   | 項目  | 基本料金  | 超過料金               |     |
|------|---|-------|--------------------|-----|
|      | 単位  |       | 段階別 m <sup>3</sup> | 円   |
| 家事用  | 8   | 1,114 | 9～20               | 190 |
|      |   |       | 21～35              | 200 |
|      |   |       | 36以上               | 219 |
| 営業用  | 10  | 1,933 | 11～100             | 257 |
|      |   |       | 101～1,000          | 271 |
|      |   |       | 1,001以上            | 300 |
| 団体用  | 10  | 1,933 | 11～100             | 257 |
|      |   |       | 101～1,000          | 271 |
|      |   |       | 1,001以上            | 300 |
| 臨時用  | 1   |       |                    | 523 |
| 連合専用 | 1戸あたりの料金はそれぞれの用途に応じて上記の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。 |       |                    |     |

(備考)

- (1) 家事用とは、主として家庭用水として使用する場合をいう。

- (2) 営業用とは、会社、工場その他営業に付随するすべての用途に使用する場合をいう。
- (3) 団体用とは、学校、官公庁、公共団体及びこれに準ずる用途に使用する場合をいう。
- (4) 臨時給水とは、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合をいう。